

# 村の発展に大きく貢献 自治功労者7名を表彰 善行者は、2名、2団体を表彰

村は、三月十一日、三月定例議会議場で村自治功労者等の表彰式を行いました。  
自治功労者等表彰は、村の表彰規程に基づき、村の政治・経済・文化などの振興に多年にわたって尽力をされた人

を表彰するもので、これまで六十八名が表彰されています。なお、今回、表彰された方々は、次のとおりです。  
(敬称略)  
◎村自治功労者表彰者名  
佐久間正夫 議員16年  
長瀬 一夫 議員20年  
小林 廣次 選挙管理委員34年



小舟戸桂二 農業委員16年  
窪田 忠衛 消防団員28年  
伊藤 謙司 職員30年  
星 梅子 職員27年  
◎村自治善行表彰者名、団体  
新栄信用組合 金品の寄附  
藤田 信雄 〃  
横越中央土地区画整理組合  
伊藤 道夫 金品の寄附

**固定資産評価審査委員会  
委員に宇野兵衛氏**  
任期満了により、木津の宇野兵衛氏が三月議会で、満場一致で再任に同意されました。  
宇野氏は木津在住の71歳。

## 特別職の報酬引き上げ 平均5%の改訂

三月定例議会で特別職等の報酬改訂は、村特別職報酬等審議会(野村一衛会長)に

職名	報酬(月額)	引上率
村長	693,000円 (660,000円)	5.0%
助役	548,000円 (522,000円)	5.0%
収入役	518,000円 (493,000円)	5.1%
教育長	475,000円 (448,000円)	6.0%
議長	235,000円 (218,000円)	7.8%
副議長	186,000円 (172,000円)	8.1%
委員長	170,000円 (155,000円)	7.6%
議員	167,000円 (155,000円)	7.7%
監査委員(識見)	31,000円 (29,500円)	5.1%
同(議員)	21,200円 (20,200円)	5.0%
農委(農)会長	47,500円 (45,200円)	5.1%
同代理	30,900円 (29,400円)	5.1%
同委員	26,600円 (25,300円)	5.1%
教育委員長	34,200円 (32,600円)	4.9%
同委員	26,600円 (25,300円)	5.1%

諮問した結果、二回の審議を経て答申されたもので、今回決まった報酬額は答申に基づき県下町村や郡内の実態及び一般職の給与等を勘案して平均5%程度の改訂が行われました。

# 下水道整備にご協力を

## 供用区域一三三へクワタールに

横越上、下地区の一部及び二本木中、下地区の一部の十八ヘクタールが、みなさんのご協力により工事が完了し、三月三十一日(公示)から下水道が使用できるようになりました。

今回の供用開始により平成三年度末で区域外流入区域を含め一三三ヘクタールとなりました。  
今後共、より一層の水洗化にご協力ください。

### 三年以内に

#### 水洗トイレに改造を

供用開始の公示がされますと、各家庭内の台所や風呂場、水洗トイレなどの排水を流すため、公共汚水ますに接続するまでの排水設備(私設下水道)を、すみやかに造るよう法律で義務づけられています。

#### 今回の供用開始区域の場合

平成四年三月三十一日から平成七年三月三十日まで水洗トイレに改造していただくこととなります。

また、すでに水洗化されているご家庭も、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道に接続していただくこととなります。この方が将来を考えると経済的に有利です。

#### 排水設備の工事費は

宅地内の排水設備工事は個人負担となります。工事費は家庭の状態などによって異なりますが、標準的には三十五万円から四十万円位かかります。(大工、左官などの費用は含まれません)

#### 工事の申し込みは

#### 指定工事業者へ

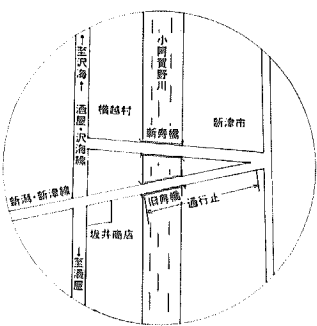
排水設備や水洗トイレに改造するときは村が指定する業者に依頼しなければなりません。指定業者以外では工事はできないことになっています。指定工事業者と工事契約をしますと、工事の手続きなどを皆さんに代って一切の手続きをしてくれます。

# 新寿橋が完成

4月3日(金)午前6時から通行可能

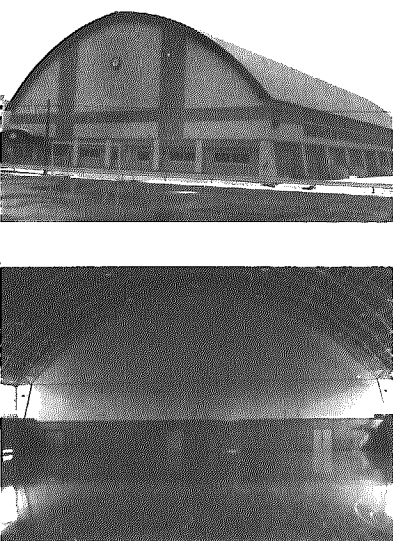
長い間、ご不便をおかけしていましたが、新寿橋がこのたび完成し、4月3日(金)午前6時から通行できます。

これまで、梅雨期などには寿橋附近が洪水による破堤の危険がとりざたされ、地元や多くの関係者から抜本的な治水対策が望まれていました。この度、流水のネックであったつた寿橋が立派に改築竣工したことは災害の不安解消のみならず、二十一世紀に向けた新交通機能として、新津市



横越村をはじめ地域の生活経済に果す役割は、大きいものがあります。

# 待望の中書館完成 総工費3億2,110万円 床面積は、旧体育館の2倍



昭和二十九年三月に建設された旧体育館も思い出を残して一月に解体されました。ところで、一月から約二カ月間、旧体育館の解体に伴い体育の授業など不自由な生活をしていましたが、ようやく

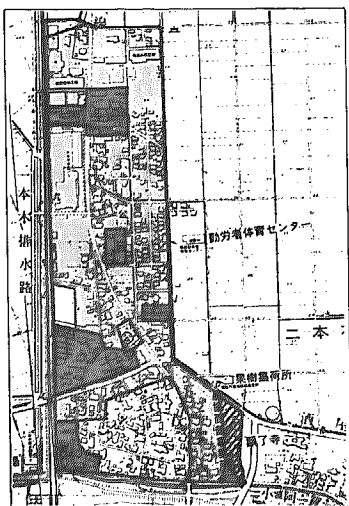
## 体育館づくりの一役「簡保資金」

待望の体育館が完成。三月十日には、百七十九名の卒業生の門出を祝いました。なお、この体育館は、「簡易保険・郵便年金」の融資を受けて建設されました。

- ① 者および土地所有者の同意を得た方
- ② 村税及び下水道受益者負担金を滞納していない方
- ③ 貸付けを受けた資金の返済能力を有する方
- ④ 連帯保証人一名を付すことができる方

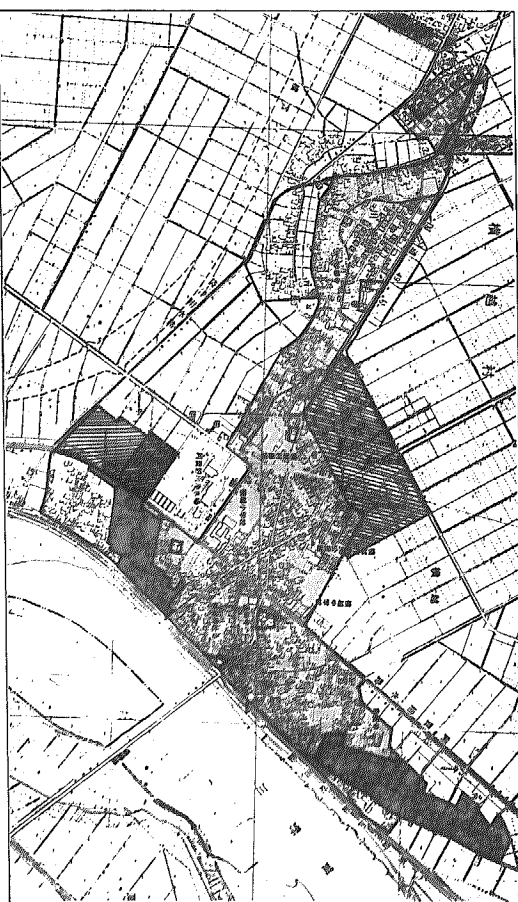
- ▽融資の利率  
金融機関と協定した利率となります
- ▽融資時期  
工事が終わり検査合格後となります
- ▽融資の方法  
最高三十六回の元金均等月賦償還です
- ▽利子補給  
供用開始した日から一年以内

内に水洗化した方「利子の全額を補給」  
○供用開始した日から二年以内に水洗化した方「利子の半額を補給」  
※詳しいことは、役場企業課下水道係に問い合わせ下さい。  
☎三八五二二二二  
(内線一四三・一四三)



▲二本木地区

▲横越地区



■ 今回供用開始区域(18ha) □ 供用開始済区域(79ha) ▨ 区域外流入区域(36ha)